

|

|

|

(5)

	(2)

償還の方法

- 1 償還金額
額面100円につき金100円
- 2 償還の方法および期限
 - (1) 本社債の元金は、本項第(2)号または第(4)号にもとづき期限前償還される場合を除き、平成40年1月12日にその総額を償還する。
 - (2) 当社は、平成35年1月12日に、あらかじめ金融庁長官の確認を受けたうえで、残存する本社債の全部（一部は不可）を、期限前償還がなされる日（以下「期限前償還期日」という。）までの経過利息を付して、額面100円につき金100円の割合で、期限前償還することができる。
 - (3) 当社は、本項第(2)号にもとづき本社債を期限前償還しようとする場合、その旨および期限前償還期日その他必要事項を、期限前償還期日に先立つ25日以上60日以下の期間内に別記「（注）11 公告の方法」に定める公告またはその他の方法により社債権者に通知する。
 - (4)

10 社債管理者の請求による調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の管理委託契約の定めるところに従い、社債管理者の権限を行使し、または義務を

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

--

--

第 2 【売出要項】

E03606)

第4 【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

3. 保有株式に係るリスク

(6) 特定業種等への貸出その他の与信の集中

当社グループは、貸出その他の与信に際しては、特定の業種、特定の与信先への偏りを排除すべくポートフォリオ分散に努めておりますが、エネルギーや不動産業種向けの与信は、相対的に割合が高い状況にあります。個々の与信先の状況や、業界特有の動向については継続的にモニタリング・管理を実施しておりますが、国内外の景気動向や不動産・資源価格の動向等によっては、想定を上回る信用力の悪化が生じる可能性があります。その結果、当社グループの与信関係費用が増加し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 不良債権問題等に影響しうる他の要因

将来、金利が上昇する局面では、日本国債等保有債券の価格下落、貸出スプレッドの変化、金利負担に耐えられなくなる貸出先の出現による不良債権の増加等により、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

12. アユタヤ銀行に関するリスク

15. 外的要因(紛争・テロ・自然災害等)に関するリスク

19. 不公正・不適切な取引その他の行為が存在したとの指摘や、これらに伴う処分等を受けるリスク

- ・繰延税金資産計上額の減額
- ・その他の不利益な事象の発生

(2) 規制動向

